

公 告

制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 5 月 1 日

高知市地域公共交通会議
会 長 熊 谷 靖 彦

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 業 務 名 | 高知市地域公共交通計画改訂業務委託 |
| (2) 事業場所 | 高知市全域 |
| (3) 業務概要 | 高知市における課題を明確にし、真に持続可能な地域公共交通を確保・維持していくために、高知市における課題を明確にし、施策や事業を検討し、新たな「高知市地域公共交通計画」を策定するもの
(詳細は仕様書のとおり) |
| (4) 履行期間 | 契約日から令和 9 年 3 月 15 日まで |
| (5) 予定価格 | 事後公表する。 |
| (6) 最低制限価格 | なし |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項

別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

この業務への入札に参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものであること

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者
- (2) 高知市物件等競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (3) 公告日から開札日の間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期が存在しない者
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 代表者又は役員等が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年 4 月 1 日規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (6) 当該制限付き一般競争入札に参加しようとする他の者との間に次のいずれかに 該当する関係がない者
 - ア 一方の法人等の代表者（個人事業主を含む。）が、他方の法人等の代表者を現に兼ねている場合
 - イ 組合等（共同企業体を含む。）と当該組合等の構成員
- (7) 過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）において、中核市、政令指定都市又は中核市、政令指定都市が設立した協議会等が発注した公共交通に関する計画策定業務又は調査業務等をいずれも元請として受託し、完了した実績を有すること。ただし、他支社又は営業所等の実績も含む。
- (8) 次の要件を満たす管理技術者、照査技術者及び主担当技術者をこの業務に配置することができる者
 - ア 管理技術者
 - ・管理技術者は、本業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
 - ・管理技術者及び照査技術者は、以下の資格のいずれかを保有していなければならない。
 - ①技術士（総合技術監理部門/建設-都市及び地方計画）
 - ②技術士（建設部門/都市及び地方計画）
 - ③RCCM（都市計画及び地方計画）
 - ・管理技術者は、過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）において、地方公共団体又は地方公共団体が事務局を務める協議会等が発注する改正法に基づく「地域公共交通計画」の策定に伴う業務について、管理技術者として誠実に履行した実績がある。
 - イ 照査技術者
 - ・照査技術者は、本業務の照査に関する一切の事項を処理するものとする。
 - ・管理技術者及び照査技術者は、以下の資格のいずれかを保有していなければならない。
 - ①技術士（総合技術監理部門/建設-都市及び地方計画）
 - ②技術士（建設部門/都市及び地方計画）
 - ③RCCM（都市計画及び地方計画）
 - ・照査技術者は、過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）において、地方公共団体又は地方公共団体が事務局を務める協議会等が発注する改正法に

基づく「地域公共交通計画」の策定に伴う業務について、照査技術者として誠実に履行した実績がある。

ウ 主担当技術者の要件

- ・主担当技術者は、過去5年間(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)において、地方公共団体又は地方公共団体が事務局を務める協議会等が発注する改正法に基づく「地域公共交通計画」の策定に伴う業務について、管理技術者又は担当技術者として誠実に履行した実績がある。

2 仕様書の閲覧

仕様書の閲覧は、次のとおり行うものとする。

(1)仕様書の閲覧

ア 場所 高知市役所本庁舎4階 交通戦略課

イ 期間 公告日から入札書提出期限まで

(2)電子データでの閲覧

ア 場所 高知市ホームページ

イ 期間 公告日から開札日まで

3 一般競争入札参加資格申請の方法等

この業務の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類等を提出し、入札参加の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この業務の入札に参加することができる。

(1) 提出書類

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 資格要件確認書

ウ 業務履行実績調書

エ 配置予定技術者の資格及び業務経験調書

(2) 提出先 高知市役所交通戦略課

(3) 受付期間 令和8年5月1日(金)から令和8年5月18日(月)17時まで

(4) 提出方法 電子メールにより提出することとし、電話により受信を確認すること。

4 入札参加資格審査の結果

資格結果通知

申請のあった者には、入札参加資格の結果を入札参加資格結果通知により通知する。

ア 通知予定日 令和8年5月19日(火)

イ 方法 電子メールにより通知し、入札参加資格結果通知書は別途交付する。

5 質疑書の受付、回答の時期及び方法

(1)提出先 高知市役所交通戦略課

(2)提出方法 電子メールにより提出することとし、電話により受信を確認すること。

(3)受付期間 令和8年5月1日(金)から令和8年5月13日(水)17時まで

(4)回答予定時期 令和8年5月15日(金)

(5)回答方法 高知市(交通戦略課)ホームページに掲載する。

6 入札手続等に関する事項

(1) 提出書類

ア 入札書

イ 委任状(代理入札の場合のみ)

(2) 入札日時等

ア 入札予定日時 令和8年5月21日(木)午前10時30分

7 落札者の決定方法

- (1)開札の結果、予定価格の範囲内で一番低い金額で入札した者を落札者とする。
- (2)落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより決定する。
郵便入札においては当該入札の立会人にくじを引かせるものとする。なお、くじの辞退は認められない。

8 入札参加資格の喪失

第4項の入札参加資格決定通知後において、当該通知をされた者が第1項各号に掲げる参加要件を満たさなくなったとき、又は入札参加資格申請に係る書類において虚偽の記載をしたことが判明したときは、本業務の入札に参加することができない。

9 入札条件等に関する事項

- (1) 高知市契約規則第8条の規定により、入札保証金は、免除する。
- (2) 入札の回数は、初度の入札を含め3回までとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (4) 高知市契約規則第20条の規定に該当する入札は無効とする。
- (5) 入札参加資格のない者が行った入札は無効とする。

10 契約締結に関する事項

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から10日以内に契約を締結すること。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。
 - ア 第1項各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 本市指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
- (3) 本業務の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。

11 契約条項を示す場所

〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1番45号
高知市役所本庁舎4階 交通戦略課
電 話：088-803-4317
F a x：088-823-9382
E m a i l：kc-102400@city.kochi.lg.jp
担 当：谷岡、池末